

鈴鹿市公告第16号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の25第4項の規定に基づき、次のとおり特定相談支援事業者から当該指定計画相談支援事業の廃止届がありましたので、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の30第2項及び鈴鹿市指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則（平成24年鈴鹿市規則第24号）第4条の規定により公告する。

令和6年3月11日

鈴鹿市長 末松 則子

- 1 指定等に係る指定特定相談支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地  
合同会社ソーシャルライフケアみらい  
鈴鹿市住吉三丁目5番3号
- 2 指定等に係る事業所の名称及び所在地  
障がい相談支援事業所いぶき  
鈴鹿市庄野共進二丁目2番9号
- 3 指定等の年月日  
令和6年3月31日
- 4 指定等に係る指定計画相談支援の種類  
特定相談支援  
障害児相談支援
- 5 事業の主たる対象者  
障害者、障害児
- 6 事業所番号  
特定相談支援      2430300646  
障害児相談支援    2470300035